生駒市条例第１１号

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和３年３月２９日

生駒市長　小　柴　雅　史

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例

生駒市介護保険条例（平成１２年３月生駒市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同項第１号中「３１，２００円」を「３１，８００円」に改め、同項第２号中「４０，５６０円」を「４１，３４０円」に改め、同項第３号中「４６，８００円」を「４７，７００円」に改め、同項第４号中「５６，１６０円」を「５７，２４０円」に改め、同項第５号中「６２，４００円」を「６３，６００円」に改め、同項第６号中「７４，８８０円」を「７６，３２０円」に改め、同号ア中「第３５条の２第１項」の次に「、第３５条の３第１項」を加え、「とする。以下この項において」を「とし、当該合計所得金額が０を下回る場合には、０とする。以下」に改め、同項第７号中「８１，１２０円」を「８２，６８０円」に改め、同号ア中「２００万円」を「２１０万円」に改め、同項第８号中「９３，６００円」を「９５，４００円」に改め、同号ア中「３００万円」を「３２０万円」に改め、同項第９号中「９９，８４０円」を「１０１，７６０円」に改め、同項第１０号中「１０９，２００円」を「１１１，３００円」に改め、同項第１１号中「１１５，４４０円」を「１１７，６６０円」に改め、同項第１２号中「１２４，８００円」を「１２７，２００円」に改め、同項第１３号中「１３７，２８０円」を「１３９，９２０円」に改め、同項第１４号中「１４９，７６０円」を「１５２，６４０円」に改め、同条第２項中「令和２年度」

を「令和３年度から令和５年度まで」に、「１８，７２０円」を「１９，０８０円」に改め、同条第３項中「令和２年度」を「令和３年度から令和５年度まで」に、「１８，７２０円」を「１９，０８０円」に、「２４，９６０円」を「２５，４４０円」に改め、同条第４項中「令和２年度」を「令和３年度から令和５年度まで」に、「１８，７２０円」を「１９，０８０円」に、「４３，６８０円」を「４４，５２０円」に改める。

第５条第３項中「すべて」を「全て」に改める。

附則に次の１条を加える。

（令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率の算定に関する基準の特例）

第９条　第１号被保険者のうち、令和２年の合計所得金額に所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得又は同法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和３年度における保険料率の算定についての第４条第１項（第６号ア、第７号ア、第８号ア、第９号ア、第１０号ア、第１１号ア、第１２号ア及び第１３号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第６号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得及び同法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第２８条第２項の規定により計算した金額及び同法第３５条第２項第１号の規定により計算した金額の合計額から１０万円を控除して得た額（当該額が０を下回る場合には、０とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

２　前項の規定は、令和４年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和２年」とあるのは、「令和３年」と読み替えるものとする。

３　第１項の規定は、令和５年度における保険料率の算定について準用する。こ

の場合において、同項中「令和２年」とあるのは、「令和４年」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の生駒市介護保険条例の規定は、令和３年度以後の年度分の保険料について適用し、令和２年度分までの保険料については、なお従前の例による。